

死亡届のお届け後の区役所のお手続き（旭区役所）

○この案内は、亡くなった方が旭区在住の場合の内容です。住所が異なる方は、住所地の役所にご確認ください。

※火葬がお済みの場合は、既に死亡届は届出済みです。

※お手続きの詳細は各窓口またはお電話にてご確認ください。

項目	手続きの概要	窓口番号	担当係	電話番号
世帯主の変更	世帯主が亡くなられて同居の家族がいるときは世帯主変更の届出が必要な場合があります。※亡くなった方を含め、2人世帯であった場合は、届出不要です。	一階 ⑨	登録担当	954-6034
印鑑登録証(カード) 通知カード 個人番号カード 住基カード	ご希望の場合は、回収・廃棄します。	一階 ⑨	登録担当	954-6034
年金(国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、共済年金等)を受給されている方	受給されていた年金の種類によって届け出先が異なります。ご不明な方には届け出先と必要書類についてご案内します。	一階 ⑥	国民年金係	954-6131
国民年金に加入中の方 (まだ年金を受給されていない方)	届出が必要となります。	一階 ⑥	国民年金係	954-6131
横浜市国民健康保険 介護保険 に加入されている方	届出が必要となります。	一階 ④	保険係	954-6134
後期高齢者医療保険 に加入されている方	届出が必要となります。	一階 ⑤	保険係	954-6138
横浜市国民健康保険 後期高齢者医療保険 (葬祭費の請求)	国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者が亡くなられたとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	一階 ⑤	保険係	954-6138
各種医療証 の交付を受けている方	届出が必要となります。 ・小児医療証(小児医療費助成) ・重度障害者医療証(重度障害者医療費助成) ・福祉医療証(ひとり親家庭等医療費助成)	一階 ⑤	保険係	954-6138
125cc以下のバイク をお持ちの方	・廃車届(30日以内) ・名義変更(15日以内)	二階 ⑦	市民税担当	954-6042
固定資産(土地・家屋) をお持ちの方	① 納税通知書は、登記名義人にあててお送りしますので、相続登記の手続きをお願いします。翌年の1月1日までに登記ができない場合は、納税通知書の送付先変更手続きが必要となることがあります。 ② 未登記の家屋につきましては、相続確定後、所有者変更の申請をお願いします。	二階 ⑨	土地担当 家屋担当	954-6047 954-6053
市税の納付について	① 未納分がある場合、ご遺族等にお支払いいただくこととなります。 ② 口座引落しをされている場合、口座変更等の手続きが必要です。	二階 ⑮	収納担当	954-6071 ～ 954-6078 954-6194

項目	手続きの概要	窓口番号	担当係	電話番号
児童手当	児童手当の受給者または児童手当受給世帯で18歳以下のお子様が亡くなられた場合は、届出が必要となります。	三階 ⑳	こども家庭係	954-6151
児童扶養手当	次のような方はご相談ください。 ・母子または父子家庭になった（お子様の年齢や障害の有無、年金受給状況により手続きできる場合があります） ・児童扶養手当を受けている方が亡くなられた ・児童扶養手当を受けている方が扶養している児童が亡くなられた ・児童扶養手当を受給している人と同居している親族が亡くなられた	三階 ㉑	子育て支援担当	954-6117
保育所等をご利用中、申請中、または内定の方	保育所や認定こども園、幼稚園等をご利用中、申請中、または内定の方で、保護者や児童がお亡くなりになられた場合は、届出が必要となります。	三階 ㉒	保育担当	954-6173
身体障害者手帳、 愛の手帳（療育手帳）、 精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている方	返却・届出をお願いします。	別館 ㉓	高齢・障害サービス係	954-6115
特定医療費（指定難病）受給者証	返却・届出をお願いします。			
自立支援医療受給者証（精神通院医療、更生医療）	返却をお願いします。			
あんしん電話・紙おむつ	廃止届が必要となります。			
福祉特別乗車券・福祉タクシー利用券、 敬老特別乗車証 の交付を受けている方	返却をお願いします。	※三階 ㉔	※18歳未満の方 こども家庭係	954-6151
医療関係等の免許をお持ちの方	届出が必要となります。	三階 ㉕	食品衛生係	954-6166
被爆者健康手帳の交付を受けている方	①届出が必要となります。 ②葬祭料の支給請求（葬儀を行なった方） 被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられたとき、葬祭を行なった方に葬祭料が支給されます。	三階 ㉖	健康づくり係	954-6146
被爆者のこども健康診断受診証の交付を受けている方	返還をお願いします。			
飲食店、理容所、美容所、クリーニング所等の営業者	申請、届出等が必要となります。	三階	㉗環境衛生係 ㉘食品衛生係	954-6168 954-6166
犬を飼われている方	飼い犬の登録事項変更届（飼い主の変更）が必要となります。	三階	㉙環境衛生係	954-6168
消防署関係届出等	① 防火管理者（選任・解任） ② 危険物施設の設置者変更 ③ 危険物保安監督者（選任・解任）	二階	旭消防署 予防課	951-0119
	① 火煙発生届出 ② 水道断水・減水届出 ③ 道路工事・占用届出	二階	旭消防署 警防課	951-0119

○上記項目以外にも手続きが必要な場合があります。

○この案内は、亡くなった方が旭区在住の場合の内容です。住所が異なる方は、住所地の役所にご確認ください。

<参考>

■土地及び建物の相続登記

横浜地方法務局 旭出張所（旭区・瀬谷区管轄）

電話：365-1300 旭区柏町113-2

■旭区管轄の年金事務所

横浜西年金事務所（旭区・保土ヶ谷区・戸塚区・瀬谷区・泉区・栄区管轄）

電話：820-6655 戸塚区川上町87-1 ウェルストーンIビル2階